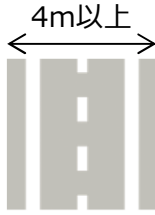


# 「建築基準法の道路」判別フロー



まずは現地の幅員を確認

調査者



路線の幅員が一律に  
**4m以上**  
(現地実測寸法)

新潟市HP「[いいたeマップ](#)」



道路法の道路、位置指定道路の情報が確認できます。確認してから各窓口へ行くことをおすすめします

eマップでは道路法の道路の幅員が確認できる「道路台帳平面図」を見ることができます



幅員・種類の確認先



建築基準法の道路種別



道路のある  
**区役所の建設課**

A: 道路法の道路  
で認定上の幅員が4m以上 **法第42条第1項1号**



A: 都市計画法による  
開発道路 **法第42条第1項2号**



**建築行政課**

A: 既存道 **法第42条第1項3号**

A: 位置指定道路 **法第42条第1項5号**

A: 調査済み道路 **調査結果による**



A: 道路調査が必要 **調査結果による**



路線の幅員が  
**4m未満**※  
(現地実測寸法)

※道路法の道路で現地実測寸法が4m未満でも、認定上の道路幅員が4m以上ある場合があります

道路のある区役所の建設課でご確認ください



**建築行政課**

A: 指定道路 **法第42条第2項**

A: 調査済み道路 **調査結果による**



A: 道路調査が必要 **調査結果による**

判別に迷う場合は建築行政課へご相談ください